

令和4年度 第4回 高知支部評議会

令和5年度 都道府県単位保険料率について

令和5年3月20日

保険料率決定に関する運営委員会・支部評議会等のスケジュール

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	9/14		11/24	12/16	1/30		下旬
運営委員会			インセンティブ制度：R3 年度実績の評価方法				
	平均保険料率				都道府県単位 保険料率		
	・論点 ・5年収支見通し		・評議会意見	・平均保険料率の決定	・都道府県単位保険料率の決定 ・支部長意見		
支部評議会		↑ ・評議会意見提出			↑ ・支部長意見提出		
		10/24 平均保険料率			1/13 都道府県単位 保険料率 インセンティブ制度 R3年度実績の評 価方法	保険料率の 認可申請 2/1	保険料率の 認可 2/3
国・その他							

（保
険
料
率
の
広
報
等
）

令和5年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(概要)

※ []は昨年度の支部数

意見の提出あり 47支部 [47支部]

● 当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部

34 支部

[22 支部]

・引き上げとなる支部 (13 支部中 4 支部) [29支部中 4支部]
 ・引き下げとなる支部 (33 支部中 29 支部) [18支部中 18支部]
 ・変更がない支部 (1 支部中 1 支部) [0支部中 0支部]

● 当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部

12 支部

[21 支部]

・引き上げとなる支部 (13 支部中 9 支部) [29支部中 21支部]
 ・引き下げとなる支部 (33 支部中 3 支部) [18支部中 0支部]
 ・変更がない支部 (1 支部中 0 支部) [0支部中 0支部]

● 当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部

1 支部

[4 支部]

・引き上げとなる支部 (13 支部中 0 支部) [29支部中 4支部]
 ・引き下げとなる支部 (33 支部中 1 支部) [18支部中 0支部]
 ・変更がない支部 (1 支部中 0 支部) [0支部中 0支部]

意見の提出なし 0支部 [0支部]

令和5年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

支部名	支部長意見	評議会における意見
高知	10.10%（10.30%） 1. 意見の要旨 高知支部の令和5年度保険料率について、令和4年度保険料率の10.30%から0.20%ポイント引き下げ、10.10%とすることは、やむを得ないと考えます。 変更時期については、4月納付分からということに異論ありません。 2. 理由等 今回、当支部の保険料率は引き下がることになったものの、全国平均よりはまだ高く、「できればもう少し引き下げてほしい」という考えが評議員の底流にあることはこれまでと同様です。とはいえ、現在の経済情勢の不安定さや、コロナ禍の状況、少子高齢化の想定以上の急進などを考えると、「今後できるだけ長く全国平均10%を維持する」という方針はやむを得ないという理解が大勢です。 なお、毎年度、前々年度の支部別の収支差を清算し、小幅のプラスマイナスを繰り返す制度は、昨年度の当支部からの意見にありましたように、改善できないものかと考えます。2年前の実績をベースに保険料率の上げ下げが繰り返されていることは、加入者には実感しづらさがあると思います。何らかの調整幅を設け、料率改定は2～3年に1度といった制度がより望ましいのではないかと考えます。 また収支の赤字構造と少子高齢化の想定以上の進展といった現状の厳しさを踏まえたうえで、できるだけ長く全国平均保険料率10%を維持するためには、国庫補助率を20%に引き上げるべく今後、国に働きかけていくことも大事になってくるのではないかと思います。	【評議会の意見】 ・制度維持のためには、平均保険料率10%維持はやむを得ない。 ・医療費適正化や加入者の健康改善に向けて広報に取り組む必要がある。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・平均保険料率10%というのは何となく維持されているのではなく、緻密なシミュレーションに基づいて様々な意見が両論ある中でギリギリ出た数字である。漫然と続いている10%ではないということを私たちは自覚しなければいけない。 ・2040年に向け、私たちの年代の意識を高めて次の世代にバトンタッチしていかなければならないと思っている。 (事業主代表) ・健康保険制度を維持していく為、いろんな手立てを打つことが必要。 ・保険料率が下がるに越したことはない。 ・安易に受診する県民の意識を、健康に留意しつつ出来るだけ医療に掛からないような意識へと改革することが非常に大事ではないか。 (被保険者代表) ・平均保険料率10%から算出された今回の料率はギリギリのラインである。物価上昇もありこれ以上になると耐えられないと感じている。 ・国庫補助を本則上限の20%に引き上げるべき。 ・若い世代に医療費適正化や健康が大事ということを伝えていくのが大事。

()内については、令和4年度の保険料率を記載。

厚生労働省発保0203第2号

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 殿

貴職から令和5年2月1日協発第230201-01号をもって認可の申請のあった
全国健康保険協会の都道府県単位保険料率の変更については、健康保険法（大
正11年法律第70号）第160条第8項の規定に基づき認可する。

令和5年2月3日

厚生労働大臣 加藤 勝 信



令和5年度 都道府県単位保険料率の決定について

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.29%	滋賀県	9.73%
青森県	9.79%	京都府	10.09%
岩手県	9.77%	大阪府	10.29%
宮城県	10.05%	兵庫県	10.17%
秋田県	9.86%	奈良県	10.14%
山形県	9.98%	和歌山県	9.94%
福島県	9.53%	鳥取県	9.82%
茨城県	9.73%	島根県	10.26%
栃木県	9.96%	岡山県	10.07%
群馬県	9.76%	広島県	9.92%
埼玉県	9.82%	山口県	9.96%
千葉県	9.87%	徳島県	10.25%
東京都	10.00%	香川県	10.23%
神奈川県	10.02%	愛媛県	10.01%
新潟県	9.33%	高知県	10.10%
富山県	9.57%	福岡県	10.36%
石川県	9.66%	佐賀県	10.51%
福井県	9.91%	長崎県	10.21%
山梨県	9.67%	熊本県	10.32%
長野県	9.49%	大分県	10.20%
岐阜県	9.80%	宮崎県	9.76%
静岡県	9.75%	鹿児島県	10.26%
愛知県	10.01%	沖縄県	9.89%
三重県	9.81%		

2. 適用時期

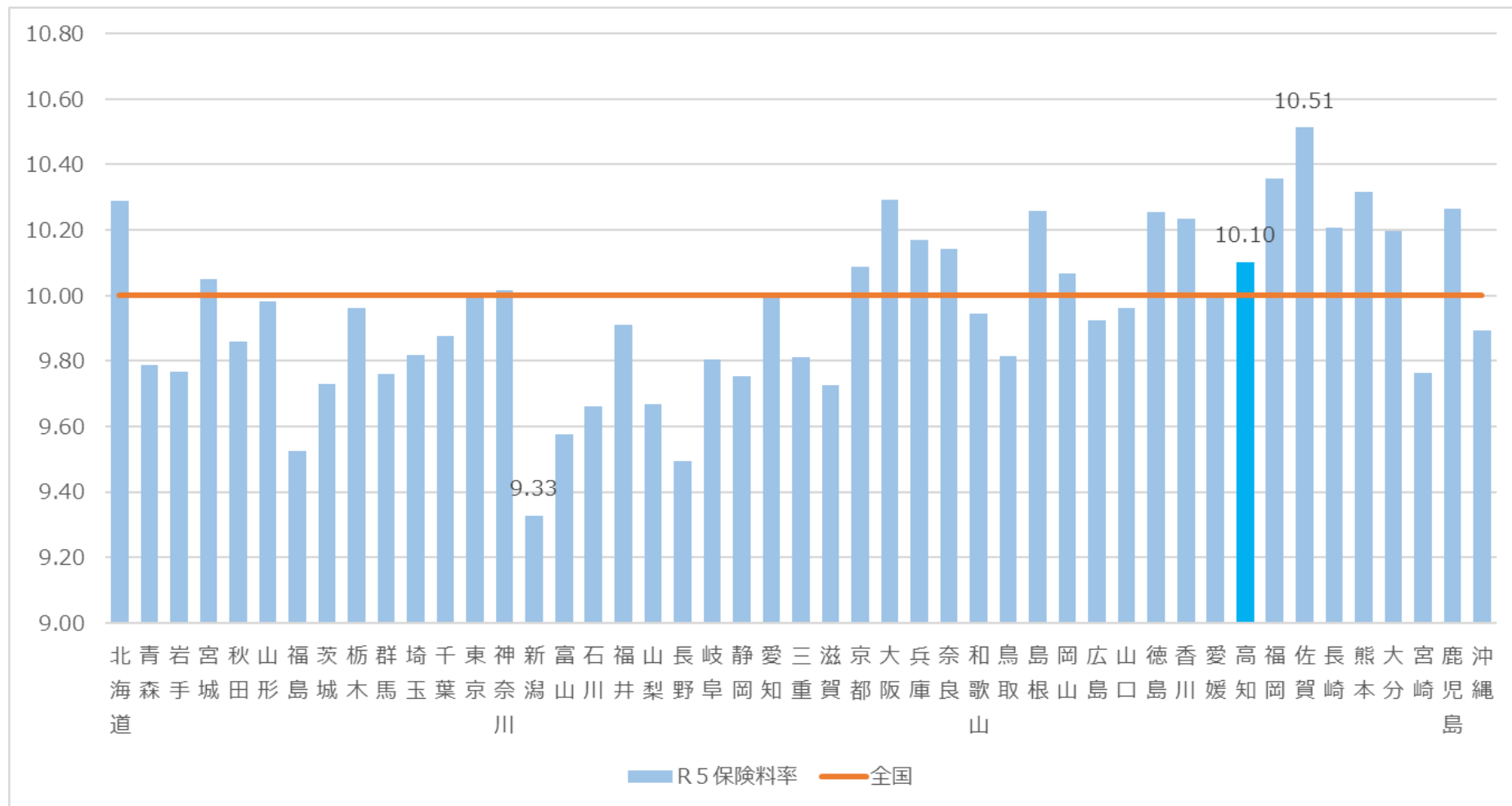
令和5年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用

(参考) 令和5年度都道府県単位保険料率の令和4年度からの変化

		令和4年度保険料率		令和5年度保険料率	現在からの変化分
		(a)	(b)	(b)－(a)	
全 国		10.00	10.00	0.00	
1	北海道	10.39	10.29	▲0.10	
2	青森	10.03	9.79	▲0.24	
3	岩手	9.91	9.77	▲0.14	
4	宮城	10.18	10.05	▲0.13	
5	秋田	10.27	9.86	▲0.41	
6	山形	9.99	9.98	▲0.01	
7	福島	9.65	9.53	▲0.12	
8	茨城	9.77	9.73	▲0.04	
9	栃木	9.90	9.96	＋0.06	
10	群馬	9.73	9.76	＋0.03	
11	埼玉	9.71	9.82	＋0.11	
12	千葉	9.76	9.87	＋0.11	
13	東京都	9.81	10.00	＋0.19	
14	神奈川県	9.85	10.02	＋0.17	
15	新潟	9.51	9.33	▲0.18	
16	富山	9.61	9.57	▲0.04	
17	石川	9.89	9.66	▲0.23	
18	福井	9.96	9.91	▲0.05	
19	山梨	9.66	9.67	＋0.01	
20	長野	9.67	9.49	▲0.18	
21	岐阜	9.82	9.80	▲0.02	
22	静岡県	9.75	9.75	0.00	
23	愛知県	9.93	10.01	＋0.08	
24	三重	9.91	9.81	▲0.10	
25	滋賀	9.83	9.73	▲0.10	
26	京都	9.95	10.09	＋0.14	
27	大阪	10.22	10.29	＋0.07	
28	兵庫県	10.13	10.17	＋0.04	
29	奈良	9.96	10.14	＋0.18	
30	和歌山	10.18	9.94	▲0.24	
31	鳥取	9.94	9.82	▲0.12	
32	島根	10.35	10.26	▲0.09	
33	岡山	10.25	10.07	▲0.18	
34	広島	10.09	9.92	▲0.17	
35	山口	10.15	9.96	▲0.19	
36	徳島	10.43	10.25	▲0.18	
37	香川	10.34	10.23	▲0.11	
38	愛媛	10.26	10.01	▲0.25	
39	高知	10.30	10.10	▲0.20	
40	福岡	10.21	10.36	＋0.15	
41	佐賀	11.00	10.51	▲0.49	
42	長崎	10.47	10.21	▲0.26	
43	熊本	10.45	10.32	▲0.13	
44	大分	10.52	10.20	▲0.32	
45	宮崎	10.14	9.76	▲0.38	
46	鹿児島	10.65	10.26	▲0.39	
47	沖縄	10.09	9.89	▲0.20	

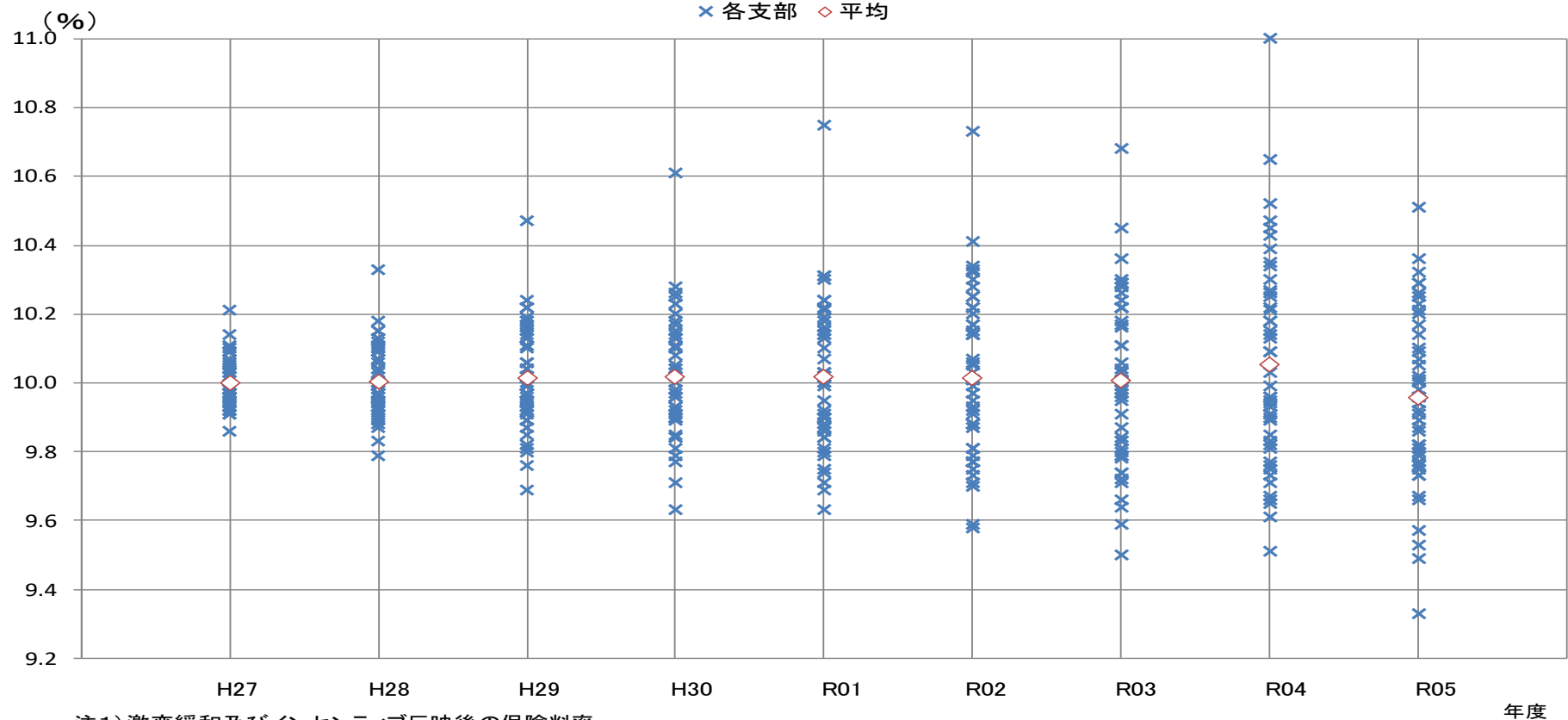
(単位：％)

令和5年度 都道府県単位保険料率



都道府県単位保険料率の分散状況の推移

○ ここ数年の保険料率の分散の推移をみると、令和 2 年度までは、激変緩和措置の影響により前年度と比べて大きくなっており、令和 4 年度の分散については、新型コロナウイルス感染症の影響により、大きくなったが、令和 5 年度の分散については、令和 3 年度と同程度となった。



注 1) 激変緩和及びインセンティブ反映後の保険料率。
 2) 「平均」は47支部の単純平均であり、全国平均(総報酬による加重平均)とは異なる。

	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
平均	10.00	10.00	10.02	10.02	10.02	10.02	10.01	10.05	9.96
分散	0.005	0.010	0.022	0.030	0.044	0.057	0.061	0.092	0.063
標準偏差	0.071	0.101	0.147	0.174	0.209	0.238	0.248	0.303	0.250
激変緩和率	0.30	0.44	0.58	0.72	0.86	1.00	1.00	1.00	1.00
インセンティブ(%)	—	—	—	—	—	0.004	0.007	0.007	0.010
最高料率	10.21	10.33	10.47	10.61	10.75	10.73	10.68	11.00	10.51
最低料率	9.86	9.79	9.69	9.63	9.63	9.58	9.50	9.51	9.33

※分散とは、平均値からのばらつき具合を測る指標。値が大きくなるほど、ばらつきは大きい。なお、標準偏差は、分散の二乗根。